

# 日本コミュニティーガス協会 ガス主任技術者研修会資料

『最近のガス事業保安行政について』

令和6年7月17日（水）

関東東北産業保安監督部 保安課

1. ガス安全高度化計画2030について
2. ガス事故報告の推移について
3. 2023年の管内におけるコミュニティーガス事業の事故について
4. 管内における自社工事事故について
5. 管内における死亡事故及び注意喚起について
6. 全国における一酸化炭素中毒事故及び注意喚起について
7. 注意喚起の要請について
8. 報告対象のガス事故及び事故報告に関する「よくある質問と回答」
9. ガス事故報告の方法及びガス事故連絡体制について
10. 台風・豪雨時の臨時対応について
11. ガス事業法における特定ガス発生設備の定期自主検査について（注意喚起）
12. バルク貯槽の検査周期の見直し（バルク告示改正）
13. ガス事業法の主任技術者の兼務について（注意喚起）
14. ガス事業法令の電子手続きについて（保安ネットポータル）
15. 近年の立入検査結果について（改善指導事項）

# 1. ガス安全高度化計画2030について

- ガス事業を取り巻く社会環境の変化と想定されるリスク等を踏まえ、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「ガス安全高度化計画2030」を2021年4月に公表した。

## 安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が、各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現する。

## 実行計画(アクションプラン)

### 1. 製造段階の対策

- 高経年設備対応
- ・継続的な検査の着実な実施
- 特定製造所の供給支障対策
- ・作業ミス低減のための教育・訓練

### 2. 供給段階の対策

- 他工事事故対策
- ・他省庁とも連携した啓発活動の強化
- 自社工事事故対策
- ・作業ミス低減のための教育・訓練
- ガス工作物の経年化対応
- ・経年管対策の着実な推進

### 3. 消費段階の対策

- 機器・設備対策
- ・安全型機器等のさらなる普及拡大
- ・業務用機器等の安全性向上
- 周知・啓発
- ・非安全型機器等の取替のすすめ
- ・換気励行のお願い
- ・業務用機器等のメンテナンスのお願い
- ・関係事業者への周知・啓発
- その他
- ・自主保安の取組公表促進

### 4. 災害対策

- 地震対策
- ・設備対策、緊急対策、復旧対策の着実な実行
- ・教育・訓練の継続による不測の事態への対応能力の向上
- 台風・豪雨対策
- ・迅速な被害情報の把握
- 災害・事故対策
- ・臨時製造訓練の実施

### 5. その他

- 保安人材育成
- スマート保安の活用
- 監視・制御システムのセキュリティ対策
- 水素インフラへの動向把握

達成状況や  
リスクの変化に  
応じた見直し

## 基本的方向

- ①各段階における対策の推進継続
- ②各主体の連携の維持・向上
- ③保安人材の育成
- ④需要家に対する安全教育・啓発

## 安全高度化指標

2030年時点  
〔件/年〕

全体	死亡事故	0~1件未満
	人身事故	20件未満
消費段階	死亡事故	0~0.5件未満
	人身事故	CO中毒 5件未満 CO中毒以外 10件未満
供給段階	死亡事故	0~0.2件未満
	人身事故	5件未満
製造段階	死亡事故	0~0.2件未満
	人身事故	0.5件未満

# 1. ガス安全高度化計画2030について

## 1. 製造段階のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
<b>■ 設備対策</b>		
○高経年設備対応	・規定に沿った検査を実施することにより引き続き対応を実施	事業者、製造者
<b>■ 保安教育</b>		
○特定製造所での供給支障対策	・作業ミス低減のための教育・訓練	事業者

## 2. 供給段階のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
<b>■ 他工事事故対策</b>		
○共通対策	・他工事事故対策等に係る他省庁との連携 ・他省庁と連携した啓発活動の強化（法令に基づく届出等を通じた啓発活動）【新規】 ・ガス管照会サイトによる事前照会の促進【新規】 ・新たな人身事事故例にもとづく、より効果的な取組みの検討【新規】 ・他インフラ事業者等との連携【スマート保安】	国 国、事業者 事業者 事業者 国、事業者
○需要家敷地内対策	・動画等のツールを活用した他工事事業者、建物管理者等への周知活動の拡大	事業者
○道路対策	・動画等の周知ツールを活用した作業員レベルへの周知・教育の徹底 ・防護協定の締結	事業者 事業者
<b>■ 自社工事事故対策</b>		
○自社工事事故対策	・自社工事に係る教育の徹底 ・ノウハウ集等の作成による自社工事に係るベストプラクティスの共有 ・着火リスクを考慮した動画等による作業員教育の徹底【新規】 ・人身事故防止のための遵守事項徹底状況の確認【新規】 ・事故防止支援ツールの体系的な整理と有効なツールの活用・定着【新規】 ・新たな人身事事故例にもとづく、より効果的な取組みの検討【新規】	事業者 事業者 事業者 事業者 事業者 事業者
<b>■ 経年管対策</b>		
○本支管対策	・（要対策ねずみ鋳鉄管）個別事情により残存する路線に対し、優先順位付けに基づいた対策計画を策定し、対策を推進 ・（維持管理ねずみ鋳鉄管）対策実施に係る優先順位付けを行い、2025年度までに完了する計画で対策を進める ・（腐食劣化対策管）「本支管維持管理対策ガイドライン」に基づく優先順位付けを行い、維持管理対策を推進 ・技術開発成果の活用 ・他省庁と連携した、工事進捗向上に資する規制の合理化	事業者 事業者 事業者 事業者 国、事業者

# 1. ガス安全高度化計画2030について

## 2. 供給段階のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
<b>■ 経年管対策</b>		
○ 灯外内管対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（保安上重要な建物）「供内管腐食対策ガイドライン」の活用等による対策の推進</li> <li>・（保安上重要な建物以外）業務機会を捉えた周知等による対策の推進</li> <li>・技術開発成果の活用</li> </ul>	事業者 事業者 事業者

## 3. 消費段階のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
<b>■ 機器・設備対策</b>		
○ 安全型機器・設備の更なる普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全型ガス機器（S i センサー・コンロ等）の普及</li> <li>・安全性の高いガス栓・接続具の普及</li> <li>・警報器の普及</li> <li>・高齢化社会への対応を含めた全需要家に対する安全技術の追求の検討【新規】【スマート保安】</li> </ul>	事業者、製造者、需要家 事業者、製造者、需要家 事業者、製造者、需要家 国、事業者、製造者、需要家
○ 業務用機器・設備の安全性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO中毒事故を防止するガス厨房安全システムの高度化検討</li> <li>・業務用レンジ（オープン部）への立ち消え安全装置搭載普及促進検討【新規】</li> <li>・立ち消え安全装置搭載業務用厨房機器の普及</li> </ul>	国、事業者、製造者、需要家 国、事業者、製造者、需要家 事業者、製造者、需要家
<b>■ 周知・啓発</b>		
○ 家庭用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非安全型機器・経年設備の取替のおすすめ</li> <li>・機器使用時の換気励行のお願い</li> </ul>	国、事業者 国、事業者
○ 業務用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費機器・給排気設備のメンテナンスのお願い</li> <li>・換気の励行のお願い</li> <li>・警報器の設置のおすすめ、警報器作動時の対応</li> </ul>	国、事業者 国、事業者 国、事業者
○ 関係事業者の安全意識向上のための周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（主に給排気設備の）設備設計・工事に関する指導</li> <li>・（建物塗装養生時等の）注意事項に関する周知・啓発</li> </ul>	国 国、事業者
<b>■ その他</b>		
○ 自主保安の取り組み公表促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売事業者の自主保安の取り組み公表【新規】</li> </ul>	国、事業者

# 1. ガス安全高度化計画2030について

## 4. 災害対策のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
<b>■地震対策</b>		
○設備対策	・低圧本支管の耐震性向上 ・他省庁と連携した、耐震化工事進捗 向上に資する規制 の合理化の検討	事業者 国、事業者
○緊急対策	・地震時緊急対応システムの更新と訓練の実施 ・新たな緊急停止基準の確実な運用 ・マイコンメーター感震遮断の適正化に資する技術検討	事業者 事業者 事業者
○復旧対策	・津波対策として、製造所作業員の安全を確保するため、これまでの避難訓練や保安教育を継続 ・事業者間の連携強化と迅速な復旧見直し検討に向けた演習の実施 ・復旧関連システムの更新と訓練の実施 ・情報発信訓練の実施	事業者 事業者 事業者 事業者
○共通	・復旧作業の合理化検討 ・防災訓練の実施 ・新たな知見の収集と対策への反映	国、事業者 事業者 国、事業者
<b>■台風・豪雨対策</b>		
○台風・豪雨対策	・情報連絡訓練を通じた台風・豪雨対応力の強化 ・ハザードマップ活用によるガス工作物の所在の再確認、把握	事業者 事業者
<b>■災害・事故対策</b>		
○災害・事故対策	・臨時製造訓練の実施	事業者

## 5. 共通項目のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
○保安人材の育成	・保安を担う国家資格制度の維持・改善 ・国家資格を基盤とした、全段階における、人材 育成の維持・改善	国 事業者
○需要家に対する安全教育・啓発	・ガスの取り扱いや換気の必要性等に関する基本情報の継続発信	国、事業者
○事故情報の活用・公開	・事故分析の高度化に向けた改善 ・情報公開・提供の仕組みに関する絶えざる改善	国、事業者 国、事業者
○水素インフラの動向把握	・水素インフラの今後の動向の把握	国、事業者
○サイバーセキュリティ対策	・製造・供給に係る監視・制御系システムのサイバーセキュリティ教育・訓練の実施 ・新たな監視・制御系システム導入に伴うサイバーセキュリティリスク等への対応	事業者 事業者
○スマート保安の活用	・スマート保安官民協議会で定めたスマート保安アクションプランの推進【スマート保安】	国、事業者、関係者等

# 1. ガス安全高度化計画2030について

- 2023年の事故発生状況と指標に対する達成状況は、以下のとおり。

		安全高度化指標 〔2030年時点/年〕	2023年 事故発生状況	指標に対する 達成状況
全体	死亡事故	0～1件未満	0件	達成
	人身事故	20件未満	22件	未達成
消費 段階	死亡事故	0～0.5件未満	0件	達成
	人身事故	排ガスCO中毒事故 5件未満	排ガスCO中毒事故 2件	達成
		排ガスCO中毒事故以外 10件未満	排ガスCO中毒事故以外 7件	達成
供給 段階	死亡事故	0～0.2件未満	0件	達成
	人身事故	5件未満	13件	未達成
製造 段階	死亡事故	0～0.2件未満	0件	達成
	人身事故	0.5件未満	0件	達成

注1：2023年の単年での指標に対する達成状況。

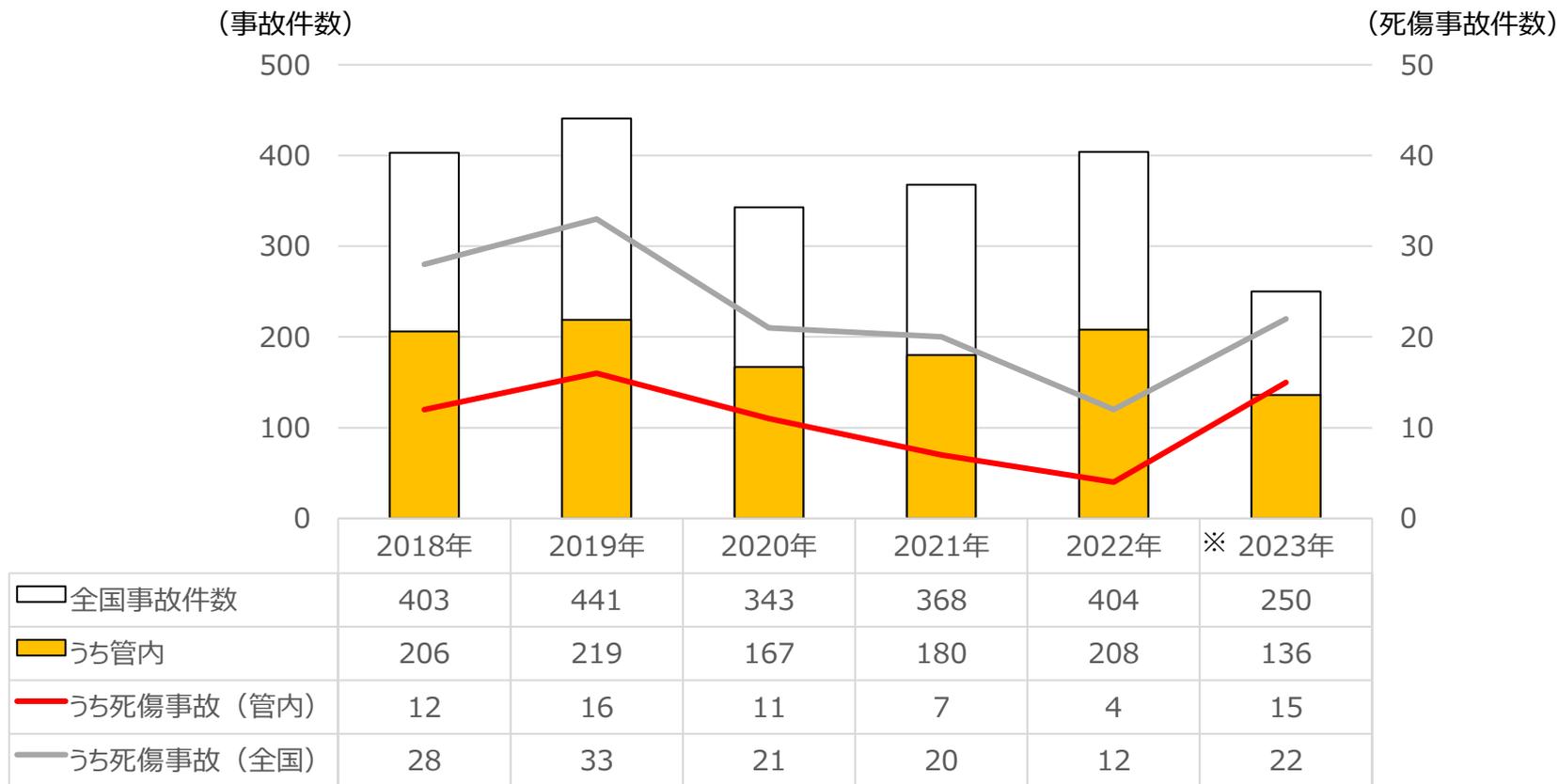
注2：数値は事故の発生を許容するものではない。

注3：本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

## 2. ガス事故報告の推移について（全国及び関東管内）

- 2023年の関東管内における事故報告件数は136件となった。
- 死傷者を伴う事故は15件となり、前年より11件増加。死亡については4年連続で発生していない。

グラフ1 一般ガス導管事業者等も含めた管内の  
ガス事故報告件数の推移（全国及び管内）

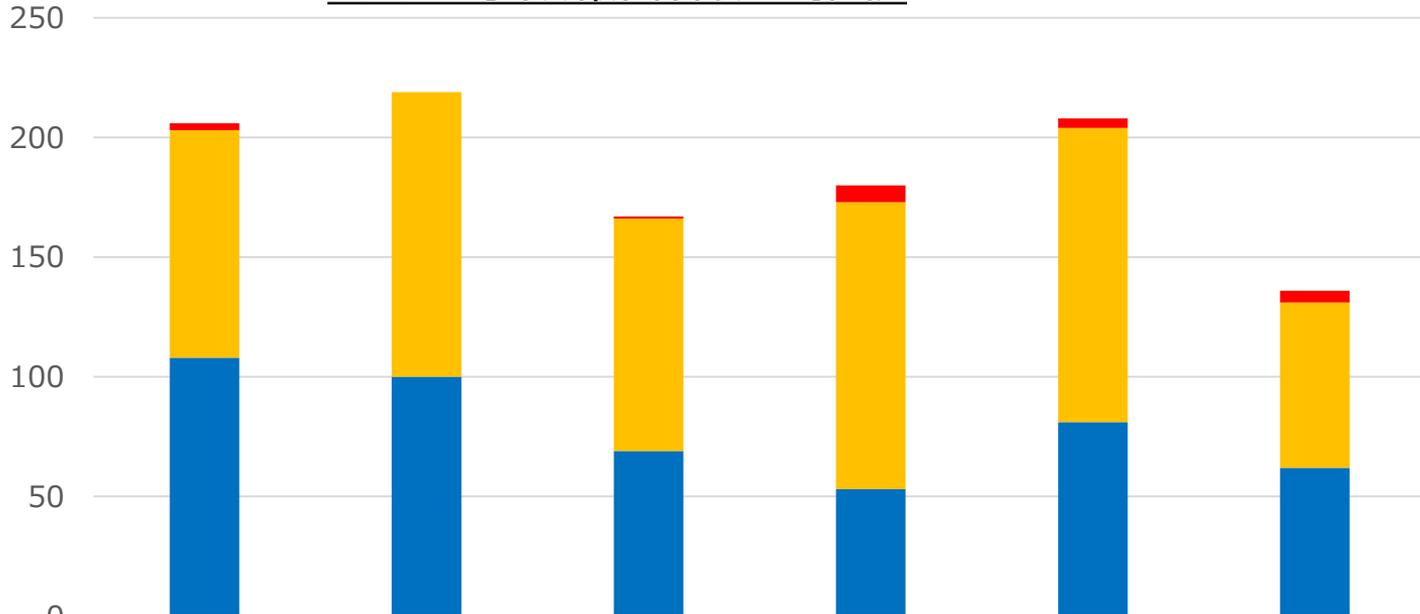


※2023年3月31日付けでガス関係報告規則等が改正され報告要件が変更となった

## 2. ガス事故報告の推移について（管内段階別）

- 2023年の管内のガス事故報告のうち、製造段階における事故は5件
- 供給段階における事故は69件
- 消費段階における事故は62件あり、前年より19件減少

グラフ2 一般ガス導管事業者等も含めた管内の段階別ガス事故報告件数の推移



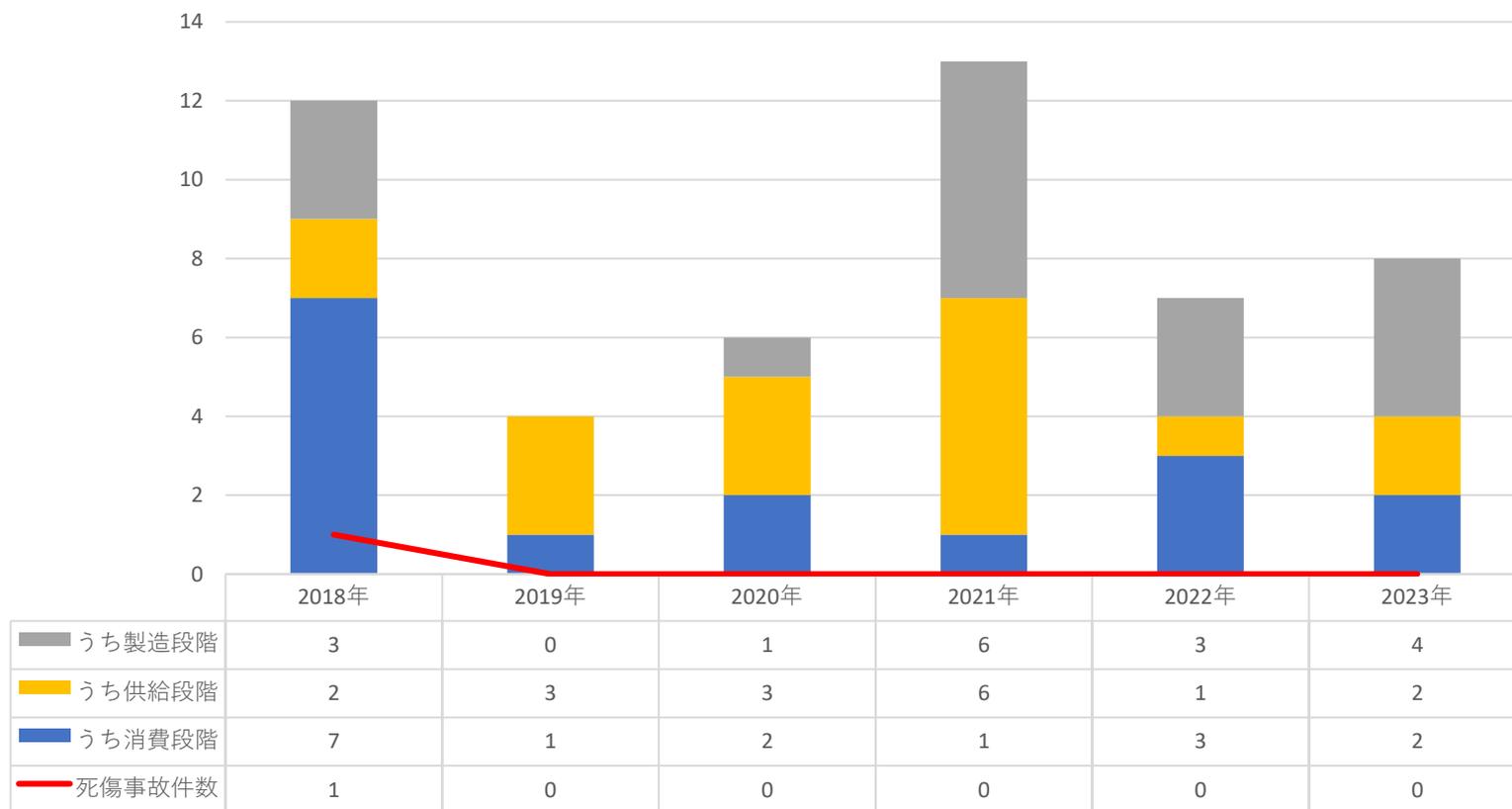
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
■ 管内事故件数（製造段階）	3	0	1	7	4	5
■ 管内事故件数（供給段階）	95	119	97	120	123	69 ※
■ 管内事故件数（消費段階）	108	100	69	53	81	62

※ 2023年3月31日付けでガス関係報告規則等が改正され報告要件が変更となったため、事故件数が減少している

## 2. ガス事故報告の推移について（コミュニティーガス事業段階別）

- 2023年の管内のコミュニティーガス事業の事故件数について、製造段階は4件、供給段階は2件、消費段階は2件となった
- 死傷者を伴う事故については5年連続発生はなかった

グラフ3 管内のコミュニティーガス事業の段階別事故件数の推移



### 3. 2023年の管内におけるコミュニティガス事業の事故について（事故一覧）

#### 製造段階

内容	被害	主な原因
調整器の作動不良による供給支障	供給支障167戸	2台の調整器のうち1台がカバーキャップパッキンが経年劣化により破断し開いた隙間より水が浸入、もう1台は何らかの理由によりカバーキャップの締め付けが不十分となり開いた隙間から水が浸入し、それぞれ気温低下時に浸入した水が凍結し、ダイヤフラムの動きが阻害されたことによるもの
ガス切れによる供給支障	供給支障726戸	貯槽残量の確認ミスによりガス切れとなったもの
圧力調整タンク穴開きによる供給支障	供給支障247戸	圧力調整タンクのガス槽最下部にある槽の振れ止め用ガイドローラーが、水槽内面に片寄って繰り返し上下動したことにより局部的に減肉し穴が開いたものと推定
モニター側供給ラインバルブ閉止による供給支障	供給支障74戸	何らかの原因によりモニター側供給ラインのバルブが閉止されていたため、ガス供給がワーカー側からモニター側に切り替わった際に供給できなかったもの

#### 供給段階

内容	被害	主な原因
サンドブラスト現象による供給支障	供給支障67戸	道路に埋設された水道管からの漏水によるサンドブラスト現象により、支管に穴（直径約10mm）が開き水道水が流入したものの
経年灯外内管入替工事におけるガス管損傷に伴う着火事故	網戸、塀、ポリバケツの一部熔解	駐車場の浅い位置（被り約1cm）にガス管が埋設されているとは考えが及ばずカッターでガス管を損傷。ガス漏えいを止めるため、わずかな掘削でガス管を露わにすることができると思い電動工具（ハンマードリル）を使用したためコンクリート掘削時の火花が漏えいしたガスに着火したものと推定

#### 消費段階

内容	被害	主な原因
C F 式風呂釜の引火物損事故	風呂釜側面カバーの変形	開栓時の消費機器調査において、繰り返し点火操作を行ったことにより機器内部に滞留した未燃ガスに引火したものの
家庭用こんろ使用に伴う引火物損事故	こんろ右側操作パネルの変形	こんろ使用中にその場を離れた際、こんろの炎は途中で失火した。立ち消え安全装置が付いていないこんろであったため、未燃ガスが漏出し、その後需要家が点火操作した際に引火したものと推定

### 3. 2023年の管内におけるコミュニティガス事業の事故について（事件事例）

#### 【事件事例1】（製造段階）

事故発生年月日：令和5年1月26日

供給支障件数：167戸

供給支障時間：9時間15分

事故概要：

需要家よりガスが使えないとの連絡があり、特定製造所の圧力記録紙を確認したところ調整圧力異常を確認。調整器交換時に、内部より大量の錆び水を確認した。

原因：

調整器不具合の原因は2台の調整器について、1台はカバーキャップパッキンが経年劣化により破断し開いた隙間より水が浸入、もう1台はカバーキャップが十分に締め付けられておらず開いた隙間より水が浸入し、それぞれ気温低下時に凍結し、ダイヤフラムの動きが阻害され供給圧力が低下または不安定になったものと推定。



調整器の設置の状況



↑  
調整器内部の錆び水



カバーキャップパッキンの破断



カバーとカバーキャップの間に隙間が出来ている

### 3. 2023年の管内におけるコミュニティガス事業の事故について（事件事例）

#### 【事件事例2】（製造段階）

事故発生年月日：令和5年2月26日

供給支障件数：726戸

供給支障時間：13時間28分

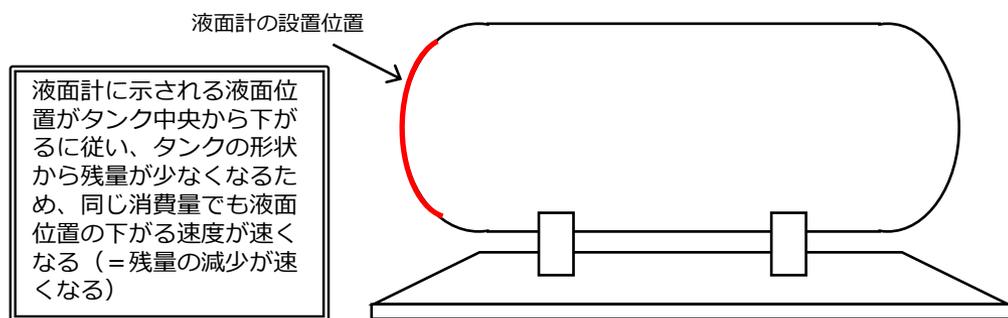
事故概要：

需要家からガスが出ないとの連絡があり、特定製造所を確認したところ、貯槽（ストレージタンク）の残量がゼロであり、ガス切れによる供給支障が発生していた。

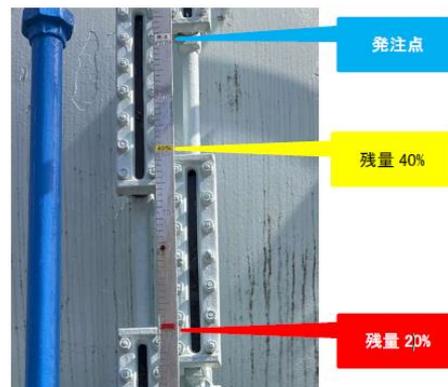
原因：

自主保安として週2回特定製造所巡視点検を実施しており、その際に残量確認も行っていた。2月24日に残量を確認、2月25日に担当と配送委託会社担当が相談し“2月27日に残量を確認した上で2月28日の配送でも大丈夫であろう”と配送予測をたてた。

この際、両者共にタンクテーブルによらず、液面計の目盛りだけで配送予測を行ったため、残量と消費量を錯誤したものの。



ストレージタンク（イメージ図）



対策の一環としてストレージタンクの液面計に残量ポイントを表示した

### 3. 2023年の管内におけるコミュニティガス事業の事故について（事故事例）

#### 【事故事例3】（供給段階）

事故発生年月日：令和5年11月14日

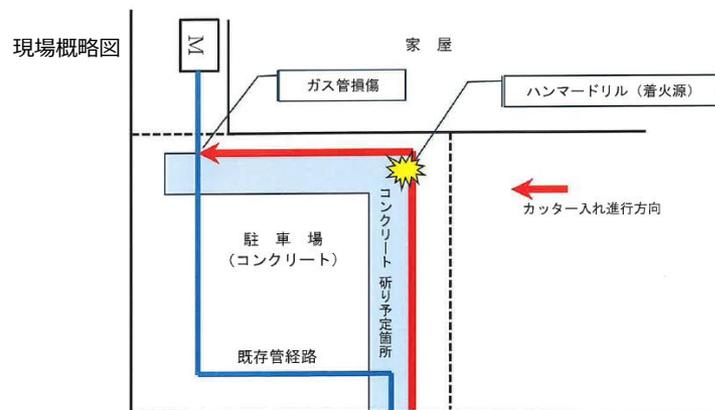
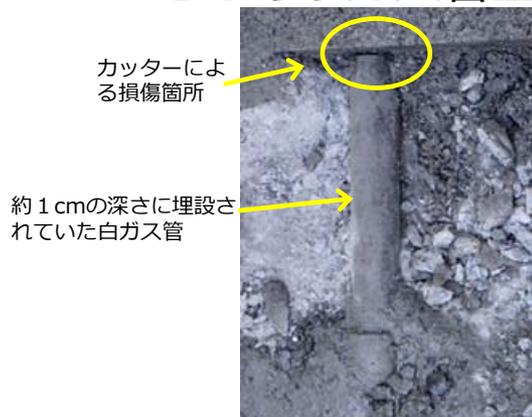
物損被害：網戸の網、塀（プラスチック波板）の一部熔解、ポリバケツ

事故概要：

経年管入替工事に伴い、当社社員にて空管の先行埋設工事を行うべく駐車場コンクリート舗装にカッターを入れたところ、浅い位置に埋設されていたガスを損傷。ガスの噴出を止めるため上流側を電動工具（ハンマードリル）で掘削したところ発生した火花が着火源となり漏えいしたガスに引火した。

原因：

カッター入れの予定経路上にガス管があると認識していたが、浅い位置に埋設されているとは考えなかったため、ガスを損傷。ガス漏えいを止めるに当たり、ガス管の埋設深さが浅かったことからわずかな掘削でガス管を露出できると思い、電動工具を使用しても着火には至らないと判断し、電動工具を使用してしまった。なお、慌てていたこともありガス管上流側埋設部とは異なる場所を掘削していた。



### 3. 2023年の管内におけるコミュニティガス事業の事故について（事件事例）

#### 【事件事例4】（消費段階）

事故発生年月日：令和5年10月2日

物損被害：こんろ右側操作パネル変形

事故概要：

需要家より、鍋を火にかけてままにし、台所に戻ると火は消えていた。換気した後、こんろをひねるとバーンと音がして鍋等が吹き飛んだ、との連絡があり出動したところ、ガス漏えいは異常ないものの、こんろ右側操作パネルが変形していた。

原因：

立ち消え安全装置が付いていないこんろであったため、こんろの炎が途中で失火し、その後ガスが滞留した。再度の点火操作の際に、換気不十分な状態であったため、滞留していた未燃ガスに異常着火したものと推定。



こんろの外観



こんろ操作パネルの変形

# 4. 管内における自社工事事故について

※一般導管事業者等も含む

年月日	件名	被害	原因	
2023年	6月23日	低圧バルブ誤操作に伴う供給支障	供給支障112戸	本支管工事の事前準備作業において、 <b>本来操作する予定であった低圧バルブを誤認識し、異なるバルブを閉止</b>
	7月6日	火災現場におけるガス遮断作業に伴う引火負傷	軽傷1名	住宅火災現場にて、消防立会いの下、露出チーズにてガスを止める際、完全に鎮火する前の <b>着火可能性がある状況でガスが噴出する作業を行った</b>
	8月8日	整圧器入替工事時のガス着火による負傷	軽傷1名	低圧管の溶接作業において、 <b>社内要領が遵守されずに</b> 溶接作業を実施したことにより、溶接により飛散したスパッタが、ガスを遮断するためガスバッグへ空気を導入するチューブに接触・融解して空気が漏れガスバッグが収縮。その結果、ガスバッグによるガスの遮断が保てずガスバッグ孔からガスが漏出し、スパッタにより引火
	10月16日	ガス管地境切断工事中の着火負傷	軽傷2名	官民境界でガス管切断プラグ止め作業を行う際、サービスチーズのストッパーによりガスを遮断し、管内のガスをパージした状態で電動工具（セーバーソー）を使用したところ、電動工具の切断作業によりガス管に振動が発生し、これによりストッパーが緩み、漏出したガスに引火
	11月14日	経年灯外内管入替工事における着火	網戸、塀（プラスチック波板）の一部融解、ポリバケツ	経年管の入替工事において、想定より浅い位置に埋設されていたためカッターにてガス管を損傷しガスが漏えいした。ガス漏えいを止めるため掘削したものの、慌てていたこともあり、既存ガス管の上流部とは異なる箇所を掘削し、その際に使用した <b>電動工具による掘削時の火花が漏えいしたガスに引火</b>
12月14日	灯外内管切断時の着火負傷	軽傷1名	供給管入替工事において、サービスチーズにてガスを遮断する際、ストッパーのサイズ記載が不明瞭であったこともあり <b>サイズの確認を怠り、サービスチーズに適合しないストッパーを使用したため</b> ガスの遮断ができなかった。またストッパー挿入後の <b>ガスの遮断状況の確認を怠った</b> 。さらに本来 <b>使用すべきでない電動工具を使用したことにより</b> ガスが漏えいし、電動工具の火花により引火	

# 5. 管内における死亡事故及び注意喚起について

※第30回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 ガス安全小委員会 資料より抜粋

## 2024年1月18日 神奈川県横浜市の宅地用敷地内の灯外内管工事中の酸素欠乏による死亡事故（死亡1名）

宅地用敷地内（更地）に先行埋設していた灯外内管の地境切断工事において、作業員が自ら掘削した穴（深さ約80cm、幅約55cm、奥行約45cm）に上半身を入れて作業を行っていたが、ガス遮断を行わないままにガス管の切断を行ったことから、生ガスが噴出し、ガス管切断後の作業途中で酸欠状態になって意識を失い、死亡に至ったと推定される（ガス事業者推定）。

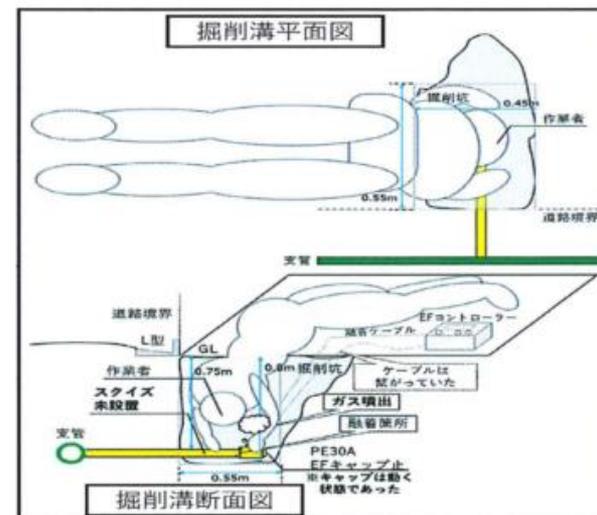
工事場所には現場作業責任者と2名で赴いていたが、現場作業責任者は工事依頼者との打ち合わせのため、当該事故時、作業場所から離れた場所におり、作業場所に戻った現場作業責任者が作業員が動かない状態で反応しなかったため、穴から引き出し、蘇生措置の後、救急搬送したが死亡が確認されたもの。なお、ポケットガス検知器は現場作業責任者が携帯していたため、作業場所には無い状態であった。



地境切断掘削口 外観



地境切断掘削口 地境切断箇所



## 5. 管内における死亡事故及び注意喚起について

### 経済産業省

20240307保局第1号  
令和6年3月7日

一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

ガス工作物の自社工事における事故〈酸素欠乏事故〉の防止について  
(注意喚起・要請)

令和6年1月18日神奈川県における敷地内でのガス管の地境切断工事において、酸素欠乏によるものと考えられる作業員1名が死亡する事故が発生しました。類似の事故は、埼玉県で死亡1名、軽症者1名が発生する事故が平成31年に発生している他、コミュニティーガスにおいても広島県で平成27年に1名が死亡する事故が発生しています。(別紙)

今回の事故は、地境切断工事中に自ら掘削した穴の中に頭を入れて作業を行っていたが、ガス遮断作業を行わないままガス管の切断作業を行ったことにより、生ガスが噴出し、酸素欠乏により罹災されたものと考えられます。

また、当該作業は、単独作業により行われており、現場作業責任者が作業場所から離れている際に発生しました。

この度の事故を踏まえ今後の事故の再発防止を図るため、貴協会におかれましては、ガス事業者各位に対して、安全第一主義をより一層徹底し、リスクのある作業において、当該リスクが十分に考慮され、実効性のある対応となっているか再点検し、工事作業要領・基準等の内容、安全管理体制の適切性の再確認、従業員に対する安全教育の徹底など所要の対応の強化に努められますよう周知していただくとともに下記の事項を徹底されるよう求めます。

#### 記

1. ガス事業者は、工事作業要領・基準等の内容、実施されている安全確認手法の内容が、ガス管の切断等のガス漏出等の可能性のある作業において、ガスの遮断、現場作業責任者の立会監視下での実施等、酸素欠乏に対する安全措置が十分に考慮さ

れた適切なものとされていること。

2. 作業の外注において、安全確保、作業品質を確保するために必要な法令、保安規程、工事作業要領・基準等が要求事項として整備され、その遵守が担保されていること。
3. ガス事業者は、上記1、2を踏まえ、工事における安全管理を適切に実施すること。
4. ガス事業者は、埋設管工事に係る従業者に対して、事故事例、上記1、2を踏まえた安全対応の確実な実施に関して、再度、教育を行い、徹底すること。

## 6. 全国における一酸化炭素中毒事故及び注意喚起について

年月日		場所	被害	概要
2022年	7月15日	保育園の厨房	4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 厨房内にて業務用オーブンを使用中、換気をすることで外気が入り室内の温度が高くなるため、換気ダクトのスイッチを入れたり切ったりして<b>十分な換気を怠った</b>。</li> <li>● 業務用オーブンについては、メーカー及び警察にて燃烧状態やCO濃度等に異常が無いことを確認。</li> </ul>
	8月23日	社員食堂の厨房	11名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社員食堂厨房内の洗浄室付近にいた調理スタッフ14名が体調不良を訴え病院へ搬送され、うち11名が一酸化炭素中毒と診断。</li> <li>● 原因は何らかの理由により、<b>給排気設備が停止した状態</b>で、業務用食器洗浄機を使用したことによるもの。</li> </ul>
	10月8日	ラーメン店の厨房	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ラーメン店厨房で従業員2名が気分を悪くして病院に搬送され、うち1名が軽度の一酸化炭素中毒と診断。</li> <li>● 業務用麺ゆで器に異常は認められなかったことから、<b>換気設備が稼働していない状態</b>で、業務用麺ゆで器を使用したため不完全燃焼を起こしたものと推定。</li> </ul>
2023年	5月27日	病院の栄養管理室内の洗浄室	9名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 栄養管理室内の洗浄室で業務用食器洗浄機を使用中に職員4名が意識朦朧となり、また、洗浄室周辺にいた職員5名も体調不良を訴え、9名が病院に搬送されCO中毒と診断。</li> <li>● 食器洗浄機から高濃度のCO発生が確認され、排気部に汚れや異物が付着していたことから、<b>排気不良</b>により洗浄機燃焼部への給気が十分に行われず不完全燃焼したものと推定。</li> <li>● 当日、計画的な停電の影響により食器洗浄機使用中、<b>排気ファンが停止した状態</b>であった。</li> <li>● 業務用換気警報器について、発報した際は職員が警報器を取り外すことが常態化しており、当日も<b>取り外され</b>洗浄室外に放置されていた。</li> </ul>
	6月10日	ラーメン店の厨房	2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ラーメン店で、従業員が仕込みのため業務用麺茹で器と業務用こんろを使用中、気分が悪くなり倒れ、店長も通報後に気分が悪くなった。</li> <li>● 2台ある業務用麺茹で器から基準を超えるCOが検出された。業務用麺茹で器がメーカー指定以上の大きさの鍋が入るように<b>改造されており</b>、その鍋を使用した場合、鍋が排気口を塞ぐ形になり、<b>排気口から排気が排出されず</b>不完全燃焼を起こしていた。</li> <li>● <b>換気扇は使用されておらず、CO警報器も半年程度前に廃棄</b>したとのことであった。</li> </ul>

## 6. 全国における一酸化炭素中毒事故及び注意喚起について

### 令和5年10月25日付けで「食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について」の要請を関係機関に通知

#### 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について

近年、食品工場及び業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガス（以下「ガス」という。）の消費設備による一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故が発生しています。

特に昨年8月には、静岡県企業の企業において、社員食堂の厨房内で業務用食器洗浄機の使用中に従業員11名がCO中毒となる事故が発生するなど、2022年は3件（死者0名、CO中毒16名）の事故が発生しています。これらの事故原因の多くは、機器の経年劣化や換気が不十分なため、消費機器が不完全燃焼を起こし、COが発生したものです。

食品工場及び業務用厨房施設等においてひとたびCO中毒事故が発生した場合、多くの人を巻き込み、甚大な被害を及ぼす可能性があることから、換気、点検、手入れ、業務用換気警報器設置等の重要性について、業務用厨房等の所有者や使用者等の理解を促すことが重要です。

経済産業省は、食品工場及び業務用厨房施設等におけるガスの消費設備によるCO中毒事故を防止するため、下記の事項について、ガスの消費設備の使用者及び管理者に対して注意喚起をします。

#### 記

1. ガスの消費設備の使用中は必ず換気（給気及び排気の両方）を行うこと。特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する際に、長時間室内を閉め切りの状態にすることが想定されるため、換気扇や換気装置によって十分に換気が行われているか、必ず確認すること。  
なお、現場において換気し忘れを防止するための工夫を実践すること。
2. ガスの消費設備の使用者及び管理者は、ガスの消費設備の使用開始時及び使用終了時にガスの消費設備及び換気設備の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上、当該設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。
3. ガスの消費設備及び換気設備は、その使用に際して取扱説明書を十分に読み、適切に使用すると共に、設備の作動状況の確認、ほこりや汚れの除去、フィルター清掃等、換気不良やガスの不完全燃焼を防ぐための日常管理を行うこと。特に台風、地震、積雪等の自然災害後は当該設備の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。また、停電中は、換気扇及び給排気設備が作動しない場合があるので、停電中にやむを得ずガスの消費設備を使用する場合は、窓を開けて換気をする等の措置を講じること。更に、復電後は換気扇及び給排気設備が作動することを確実に確認すること。
4. 排気ガス中に含まれる油脂等を有効に除去するために排気取入口に設置されるグリス除去装置（グリスフィルター）や悪臭防止のために排気ダクト内に設置される脱臭フィルター等は、使用し続けると油脂等が付着して目詰まりを起こし、十分な換気量が確保できなくなることから、当該フィルターの定期的な清掃又は交換を実施すること。
5. 万一の不完全燃焼に備えて業務用換気警報器の設置を検討すること。
6. ガスの消費設備及び換気設備の正しい使用方法及び換気的重要性について、調理に従事する従業員（パート・アルバイト等を含む。）への教育及び周知を実施すること。

# 6. 全国における一酸化炭素中毒事故及び注意喚起について

## 飲食店や食品工場などで ガス機器を使われている皆様へ

ガスが正常に燃えるためには、酸素をたくさん含んでいる新鮮な空気が必要なんです。

ガス機器を使っているときに酸素が足りなくなると燃焼が不完全になり、人体に有毒な一酸化炭素（CO）が発生して中毒になるおそれがあります。

一酸化炭素（CO）中毒を防ぐためのポイントは3つ。毎日、職場の皆さんと一緒にチェックしてくださいね。



料理人見習いのユリさん

### ☐ ガス機器を使うときは、必ず換気（給気と排気）！

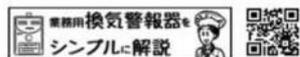
大型のガス機器の使用や、複数のガス機器の同時使用が多い業務用厨房施設では、ガスを使用する量が多い分、新鮮な空気もたくさん必要となります。職場にいる全員が、必ず換気扇や換気設備を運転した状態でガス機器を使うようにしましょう。なお、正常に燃えているガスの炎は青色です。

### ☐ ガス機器や換気設備はきれいに清掃し、定期的に点検を！

ガス機器の給排気口や換気設備の吸い込み口に油污れやホコリなどがたまると、きちんと換気ができなくなり、一酸化炭素（CO）中毒になるおそれがあります。日頃からきれいに清掃し定期的に点検も受けましょう。

### ☐ 万が一にそなえて、厨房や工場にCO警報器の取り付けを！

一酸化炭素（CO）は無色・無臭。発生に気が付かず中毒になる場合がほとんどです。そうならないよう、業務用厨房施設の環境に合わせて作られた「業務用換気警報器」の設置をお勧めします。



ユリさんとキダさんも出演中です！

約2分30秒の動画（日本ガス協会制作）はコチラ↑のQRコード（YouTubeに接続）からご覧いただけます。

ガスの青い炎で美味しい味とみんなの笑顔を！これからもガスの安全にご理解・ご協力をお願いいたします。



一般社団法人 日本ガス協会

このチラシは行政機関・団体が



一般社団法人 日本コミュニティガス協会



一般社団法人 全国LPガス協会

共同で作成しました。

一酸化炭素（CO）中毒の初期症状は、風邪に似ていると言われています。ガスや炭火などの「火」を使っているときに体調不良を感じたら、風邪と決めつけず、換気（給気と排気）の確保を確認してください。

### 一酸化炭素（CO）中毒の症状

空気における一酸化炭素（CO）濃度	一酸化炭素（CO）の吸入時間と中毒症状
0.02%（200ppm）	2～3時間で前頭部に軽度の頭痛
0.04%（400ppm）	1～2時間で前頭痛・吐き気、2.5～3.5時間で後頭痛
0.08%（800ppm）	45分間で頭痛・めまい・けいれん、2時間で失神
0.16%（1,600ppm）	20分間で頭痛・めまい、2時間で死亡
0.32%（3,200ppm）	5～10分間で頭痛・めまい、30分間で死亡
0.64%（6,400ppm）	1～2分間で頭痛・めまい、15～30分間で死亡
1.28%（12,800ppm）	1～3分間で死亡



ガス会社のキダさん

### 「業務用換気警報器」は、皆様とお客さまの心強い味方です！



○血中に生じたCOヘモグロビンの濃度を推定し、一過性の一酸化炭素（CO）の発生では警報を出すことなく、人体へ危険な影響を与える前に警報を発します※。

○温度、湿度、一酸化炭素（CO）以外のガスなどの影響を受けにくく、センサーの性能が長い間安定しています。

○リチウム電池駆動なので、100Vの電源が不要。設置場所に困りません。

※ 体内で酸素を運ぶ役割を果たしている赤血球中のヘモグロビンは、一酸化炭素（CO）が体内に取り込まれると、それと結びついてCOヘモグロビンを形成し、酸素を運ぶ能力が失われます。血中のCOヘモグロビンの濃度が上昇すると、酸素を体内に送ることが徐々に難しくなり、人体へ様々な影響が生じる恐れがあります。

### ～職場で業務用換気警報器が鳴ったら～



いつ一酸化炭素（CO）中毒になってもおかしくない、本当に危険な状態！

すぐに行動に移すことは、次の3つです。

- ① すぐにガス機器や炭火の使用をやめる。
- ② 換気をする。（ドアや窓を開けて換気をするか、換気扇などの換気設備が動いていなかったらすぐに作動させる。）
- ③ ガス会社に連絡する。

# 7. 注意喚起の要請について

- 令和6年3月7日、建設工事等におけるガス管の損傷事故を防止するため、経済産業省から国土交通省、厚生労働省を始めとした関係省庁及び関係団体に対し、建設工事等事業者に対する注意喚起を求める協力依頼を发出

## 経済産業省

20240306保局第3号  
令和6年3月7日

厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課建設安全対策室長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他の工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガス管を損傷する等の事故が発生しています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いており、ガス事故の大きな要因の一つとなっています。

最近の事故事例では、敷地内水道工事において、電動工具にてガス管を損傷させた際に漏出したガスに着火し、作業員1名が負傷する事故（2023年4月）や、建築関係工事（住宅、リフォーム）において、別の管をのこぎりで切断する際に誤って配管を損傷させガスが漏えいする事故（2023年11月）や、敷地内整地工事において、誤ってガス管（灯外内管）及び水道管を損傷し、損傷したガス管へ水道管からの水が流入したことで本管を閉塞させ、近隣の複数の建物に対する供給障害事故（2023年12月）などがありました。

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガス管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガス管を切断した、③ガス管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の要請をお願いします。

## 〈他工事業者に対する注意喚起リーフレット〉

必ずやるよ>>>  安全確認基本チェックシート

	掘削工事をする方へ 道路・敷地内掘削（はつり・カッター含む）・杭打ち・地盤など	解体・撤去工事をする方へ 建物や構造物を取り壊す	増改築・改装工事をする方へ 既存建物や設備の改修
工事前確認	<p>道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 道路を工事する際はガス会社※へ連絡・協議しましょう</li> </ul> <p>敷地内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ガス管の周囲は持っていますか？</li> <li><input type="checkbox"/> 工事範囲にガス管がないか確認しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> 「ガス管の位置・深さ」はわかりますか？</li> <li><input type="checkbox"/> 「ガスが通じているか」わかりますか？</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう</p> <p><input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</p> <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 解体建物のガス管にガスが通じていないことを確認しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> ガスが通じている場合、ガス会社へ切断処理を依頼しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> 解体建物に別の建物のガス管が通っていないか確認しましょう（例：解体するA棟の中に、B棟のガス管がある場合など）</li> <li><input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</li> </ul> <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ガス配管の周囲は持っていますか？</li> <li><input type="checkbox"/> 工事範囲にガス管がないか確認しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> 「ガス管の位置」はわかりますか？</li> <li><input type="checkbox"/> 「ガスが通じているか」わかりますか？</li> <li><input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</li> </ul> <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>
工事時確認（現場確認）	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> 工事場所付近にガス管の標示※がある場合、付近にガス管があるため注意して作業しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> 工事場所付近にガス管があることを確認した場合、ガス管材質は慎重に手廻りでいきましょう</li> </ul> <p>※「埋設ガス管の標示例」</p>  <p>埋設ガス管にはボリエレン管が多く使われています。埋設標が工事しにくいガス管ストップのガス管でも、電業が加ふと破壊してしまうことがあります。十分ご注意ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> 作業対象にガスメーターが設置されている場合、ガス管の切断処理をガス会社へ依頼しましょう</li> </ul>  <p>注意：ガスメーターを撤去してもガス配管の切断処理をするまでは配管にガスが通じています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> これから作業する配管が目的の配管で間違いないか確認しましょう</li> <li><input type="checkbox"/> はつり・穴あけ・掘し作業付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に作業しましょう</li> </ul> <p>※「掘出ガス管の標示例」</p>  <p>※「ガス管掘削の例」</p> 
事故事例	<p>下水工事のカッター作業中にガス管を損傷。漏えいしたガスを止めようと、周りのコンクリートをはつった際の火花で着火。作業員1名が顔面と両腕に火傷を負いました。</p> 	<p>建物解体工事中に、水道管とガス管を損傷し、水道管から噴出した水がガス管に入り、周辺約150戸のガスがストップ。事故を起こした工事会社は多額の損害賠償を請求されました。</p> 	<p>改装工事に伴う排水工事の際、設備周囲の十分な確認をせず排水管と思い込み、ガスが漏れているガス管に穴をあけ、電動工具の火花で着火。作業員1名が火傷を負いました。</p> 

# 7. 注意喚起の要請について

- 令和6年3月7日、経済産業省から国土交通省に対し、塗装工事業者等に対する注意喚起を求める協力依頼を发出

## 経済産業省

20240306保局第3号  
令和6年3月7日

国土交通省不動産・建設経済局 建設市場整備課長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止について（協力依頼）

ガス事業を取り巻く社会環境の変化と想定されるリスク等を踏まえ、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「ガス安全高度化計画2030」及び「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定し、2030年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が協働して様々なアクションプランを実行しています。そのアクションプランの一環として、住宅塗装工事等においてガス機器の給気・排気部が閉塞され、不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒事故の防止対策について、塗装事業者等への周知・啓発をすることとしています。

昨年は関係者のご尽力もあり、住宅塗装工事等における一酸化炭素中毒事故は発生しませんでした。一方で塗装事業者に関する事故としては、消費者が湯沸器を使用したところ、給排気口が養生カバーで覆われていたため正常な燃焼とならず、未燃ガスとして機器内に滞留した。当該機器の点火操作を繰り返したことで、点火パークにより滞留した未燃ガスに着火し異常燃焼し、フロントカバーの変形に至ったものと推測される事故（2023年9月）が発生しています。

このように、ガス機器の給気・排気部が閉塞された状態で使用した場合、爆発や異常燃焼によりガス機器が破損するほか、酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあります。

このため、塗装工事業者等に対し、引き続き下記の要請を行っていただきますようお願いいたします。

### 記

- 養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
- やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまではガス機器を使用しないよう、確実に住人へ周知徹底すること。
- 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。

（参考資料）

- ・塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ

## 〈塗装工事業者等に対する注意喚起リーフレット〉

外壁塗装工事・  
外壁清掃工事・  
増改築工事をされる  
工事会社さまへの  
お願い。

**!** 外壁の塗装工事等で、排気筒(煙突)・換気扇・給排気口・  
屋外式ガス給湯器等をビニール等で覆うときは入居者の方に  
**ガスの使用禁止をお願いしてください。**

ガス機器、給排気筒等をビニールでお覆ったままガス機器を使用されますと、すぐに消えてしまったり、不完全燃焼による一酸化炭素中毒や、機器の異常着火による故障や火災の原因となり大変危険です。





給排気口カバー(養生用)  
給排気口用カバー



給排気口カバー(養生用)  
給排気口用カバー



給排気口カバー(養生用)  
給排気口用カバー



給排気口カバー(養生用)  
給排気口用カバー



給排気口カバー(養生用)  
給排気口用カバー

**入居者の方にガスの使用禁止のお願い**

ご注意

給排気口がビニール等で覆われているため、ガス機器の正常な燃焼が妨げられ、不完全燃焼や異常燃焼の原因となります。

お願い

管理人はさまにお打合せを  
共同住宅の塗装等で工事が長くなる  
場合には、管理人さまとの打合せの  
上、ガス機器の使用制限等について  
周知および留意事項等でお知らせ  
してください。

作業終了後はビニール等の覆いを取り除いてください。

**ビニール等で覆ったままガス機器を使用すると大変危険です。**

**危険** ケース

不完全燃焼による一酸化炭素中毒の原因になります。

**危険** ケース

ガス機器の故障の原因になります。

ガス機器が燃焼できなくなり、未燃ガスが滞留してしまい、連続点火操作により着火するとガス機器が爆発・火災に至る場合があります。

ビニール等で覆う

ビニール等で覆う

事故		関連条項	速報	詳報	年報
製造・供給段階の事故	ガスの製造に支障を及ぼした事故であって、製造支障時間が10時間以上のもの	4,8	○ ①	○ ①	○
	ガス工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又はガス工作物の操作（工事中を含む）により人が死傷若しくは中毒し又は酸素欠乏症となった事故	1,2,5,6	○ ①	○ ①	○
	最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故	9	○	○	○
	最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物（製造所に設置されたものに限る）の損壊事故	10	—	○	○
	最高使用圧力が低圧の主要なガス工作物の損壊事故	11	—	○	○
	ガス工作物からのガス漏えいによる爆発又は火災事故	12	○	○	○
	ガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより、一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した事故	14	— ②	○	○
	供給支障戸数が100戸以上	3,7	○ ①	○ ①	○
	供給支障戸数が100戸未満のもの	—	—	—	○
消費段階の事故	ガス栓の欠陥、損壊又は破壊により、人が死亡若しくは中毒し又は酸素欠乏症となった事故及び、漏えいしたガスに引火し発生した負傷又は物損事故	15,16	○	○	—
	消費機器又はガス栓の使用に伴い人が死亡若しくは中毒し又は酸素欠乏症となった事故	17	○	○	—
	消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した物損事故（消費機器が損傷した事故であって、人が死亡せず、又は負傷しないものに限る。） ③	18	—	○	—
	消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故	19	○	○	—

① **製造支障時間が24時間以上**の場合、人が**死亡した事故**の場合、**供給支障戸数が500戸以上**の場合は、それぞれ**経済産業本省ガス安全室にも報告**が必要。

② ガス事故速報の様式を用い「**速報に準じて情報提供**」をお願いします。

③ 引火がその**消費機器内部に限られる場合**の物損事故（給湯器や風呂釜のケーシング変形事故等）が**対象**となります。

## 8. 報告対象のガス事故及び事故報告に関する「よくある質問と回答」 (よくある質問と回答)

### 関東管内におけるガス事業法に基づく事故報告に関する「よくある質問と回答」

2023年4月  
関東東北産業保安監督部 保安課

Q 避難や交通困難等を招来した事故について、報告は詳報のみでいいでしょうか。  
A 報道が行われるなど社会的影響が大きい場合も考えられるため、ガス事故速報の様式を活用して「事故情報」として速やかにメールにて報告してください。

Q 消防から交通困難招来なしの見解が得られたので、ガス事業法上の事故には該当しないと考えていいでしょうか。  
A 消防の見解に関わらず、交通規制により、①高湾道路・国道・都道府県道において片側若しくは両側通行規制を来した場合、又は②電車・バス等公共交通機関について運行停止若しくは大幅な遅延を来した場合について、事故に該当します。

Q 国道や都道府県道において、歩道のみの規制や、片側複数車線のうち1車線のみといった一部車線を規制した場合は事故の対象になるでしょうか。  
A 対象になります。

Q 市区町村道を走行するバス等公共交通機関が運行停止若しくは大幅な遅延を来した場合は事故の対象になるでしょうか。  
A 対象になります。

Q 電車・バス等公共交通機関の大規模な遅延とは、どのように判断するのでしょうか。  
A 運送事業者が遅延証明書の発行を行った場合等を想定しています。

Q 実施された交通規制の範囲が、国道や都道府県道と共に市区町村道等も含まれる場合は、市区町村道も含めた報告が必要でしょうか。  
A 交通規制の範囲に国道・都道府県道以外の道路が混在する場合も、一の事故の影響範囲になりますので、当該部分も含めて報告して下さい。

Q 事故速報をメールで提出した際、確認の電話連絡は必要ですか。  
A 電話連絡は不要です。

Q 事故速報作成前に、とりあえず電話にて一報を入れたいのですが。  
A 被害が拡大中で社会的影響の大きい場合等を除き、原則としてお電話いただく必要はありません。事故速報の様式に分かる範囲で記載していただき、メールにて報告してください。

Q 事故速報は何報まで報告が必要ですか。  
A 第1報後、復旧済み又は復旧見込みがつくまで追加報告してください。

Q 事故連絡体制の(1)に掲げる事故に、「負傷(2名以上)」とありますが、軽傷2名だった場合でも該当するでしょうか。  
A 重傷、軽傷といったケガの程度にかかわらず、負傷2名以上の事故であれば事故連絡体制の(1)の送信先にメールにて報告してください。

Q 第1報時点では重傷者1名だったため、事故連絡体制の(2)の送信先にメールしたが、その後、死亡となってしまった。  
A 事故発生から5日以内に死亡が確認された場合は、事故連絡体制の(1)の送信先に第2報として報告してください。

Q ガスが原因が不明ですが、爆発や火災があった場合、報告が必要でしょうか。  
A 爆発や爆発を伴う火災、CO中毒等が発生し、報道機関の取材や報道があったものについては、事故連絡体制の(1)の送信先にメールで情報提供をお願いします。それ以外のものについては事故連絡体制の(2)の送信先にメールにてお知らせ下さい。

Q 供給支障戸数の考え方について教えてください。  
A ガスの供給が停止し、全くガスの使用ができないと考えられる需要家の合計となり、必ずしもマイコンメーターが作動した戸数とは限りません。

Q ガス関係報告規則第4条の表中18号の事故(消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した物損事故(消費機器が損傷した事故であって、人が死亡せず、又は負傷しないものに限る。))はどのようなものが対象となりますか。  
A 引火がその消費機器内部に止まる場合の物損事故を対象としています。  
例えば、引火がその消費機器内部に止まった場合であって、物損被害として家庭用こんろ等の内部部品の焼損やB F式風呂釜、屋外式給湯器、レンジフード一体型F F式給湯器等の筐体に変形した場合などを対象としています。  
従いまして、ソフトコードを含む各種消費機器、台所やカーテン、壁面焼損等の物損被害があった場合は同表の19号の事故に該当するものと整理します。

Q 速報対象となる事故か判断に迷っています。  
A 判断に迷う場合は、ご相談ください。

## 9. ガス事故報告の方法及びガス事故連絡体制について（ガス事故報告の方法）

### ガス事故速報

事故が発生した時※<sup>1</sup>（事故の発生を知った時※<sup>2</sup>）から**24時間以内可能な限り速やかに**、以下の項目について報告。

- 事故発生の日時及び場所
- 事故の概要
- 事故の原因
- 応急措置
- 復旧対策
- 復旧予定日時
- 事故に係る消費機器及びガス栓の製造者名称、機種、型式並びに製造年月



※速報はメールにてお願いします

※<sup>1</sup> ガス関係報告規則第4条第1項の表中第1～9号、第12号に該当する事故

※<sup>2</sup> ガス関係報告規則第4条第1項の表中第15～17号、第19号に該当する事故

### ガス事故詳報

事故が発生した日※<sup>3</sup>（事故の発生を知った日※<sup>4</sup>）から起算して**30日以内**に、以下の様式にて報告。

- 製造段階・供給段階の事故 ⇒ 様式第14
- 消費段階の事故 ⇒ 様式第15

※<sup>3</sup> ガス関係報告規則第4条第1項の表中第1～12号、第14号に該当する事故

※<sup>4</sup> ガス関係報告規則第4条第1項の表中第15～19号に該当する事故



※詳報は保安ネットまたは郵送にてお願いしておりますが、自社工事事故等の一部事故については直接お越しいただく場合があります。

速報、詳報の様式は当部ホームページからダウンロードできます

関東東北産業保安監督部 ガス事故報告 検索



# 9. ガス事故報告の方法及びガス事故連絡体制について (ガス事故連絡体制)

## ガス事故連絡体制 (事業者配布用)

2023年3月  
関東東北産業保安監督部 保安課

**ガス事故速報は、事故が発生した時から  
24時間以内可能な限り速やかに報告**

ガス事業者 (コミュニティーガス事業者)

**日本コミュニティーガス協会  
関東支部**

○平日 (業務時間内)  
メール kanto@jcga-page.or.jp  
※保安監督部宛メールと同報(CC:)可  
電話 03-5405-2401  
FAX 03-5405-2402

○休日、夜間  
メール kanto@jcga-page.or.jp  
※保安監督部宛メールと同報(CC:)可  
電話 順位① 080-6566-0558  
順位② 080-6599-1558  
FAX 03-5405-2402

**関東東北産業保安監督部  
保安課**

**(1) 以下に該当する事故等**

① 事故報告

- 死亡 (1名以上)、負傷 (2名以上)
- 供給支障 (500戸以上のもの)
- 製造支障 (24時間以上のもの)

② 情報提供 (爆発を伴う火災やCO中毒事故等)

- 報道機関の取材又は報道があったもの

**【送信先】 ※原則、メールで!**  
exl-kanto-toshigashoan@meti.go.jp  
kanto-hoanbousai@i.softbank.jp  
kanto.meti-si6747@docomo.ne.jp  
kanto-hoankacho@i.softbank.jp  
※上記全ての宛先に送信 (添付ファイル可)

**経済産業省  
産業保安グループ ガス安全室**

直通 03-3501-4032  
FAX 03-3501-1856

ガス安全専門職  
080-5471-7176  
gas-gasjikohosa@ezweb.ne.jp

総括 (都市ガス事故担当)  
080-5938-1586  
gas-gashoanhosa@ezweb.ne.jp

※ **死亡 (消費機器に起因するものを除く)、500戸以上の供給支障、24時間以上の製造支障が発生したときは、経済産業大臣にも報告**

**関東東北産業保安監督部 保安課  
送信先メールアドレス**

<b>(1) の送信先</b>	<b>(2) の送信先</b>

**(2) 上記(1)以外の事故及び  
台風・豪雨時の臨時対応**

**【送信先】 ※原則、メールで!**  
exl-kanto-toshigashoan@meti.go.jp

【メールによる対応が困難な場合の連絡先】

○業務時間内 (平日 8:30~17:30)  
保安課 直通TEL 048-600-0359  
FAX 048-601-1317

○業務時間外

順位① 080-5471-7228 (課長補佐(事故原因調査担当))  
順位② 090-5213-6747 (課長補佐(総括担当))  
順位③ 080-5471-7223 (課長)



# 10. 台風・豪雨時の臨時対応について

## 1. 発動条件

事業者の供給エリアにおいて、次の①または②の状態になった場合に臨時対応を開始

- ① 警戒レベル4相当の「土砂災害警戒情報」等が概ね4時間以上継続発表
- ② 市町村から警戒レベル4「避難指示」が発令

→臨時対応開始の報告を実施

## 2. 報告対象

発動条件に該当したエリアで発生した明らかに台風・豪雨の影響と判断される次の事象

- ① 土砂崩壊等による本支供給管の折損又は特定ガス発生設備等の浸水等に  
伴う100戸未満の供給支障
- ② 早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出
- ③ 供給支障に至る卸供給の途絶等

→専用様式において報告を実施

## 3. 終了条件

警戒レベル3以下に低下後24時間経過  
かつ

全報告対象の保安措置完了（報告対象無し含む）

→専用様式にて臨時対応終了の報告

# 10. 台風・豪雨時の臨時対応について

## 4. 報告先（メール送信先）

関東東北産業保安監督部保安課	exl-kanto-toshigashoan@meti.go.jp
日本コミュニティーガス協会 関東支部	kanto@jcga-page.or.jp

## 5. 報告様式（専用様式）

台風●号における被害状況と復旧見込み（○月○日○時○分 現在）

事業者	NO.	被害件名	住所	被害規模(供給支障 <sup>注1</sup> )				被害規模(導管露出 <sup>注2</sup> )	卸供給途絶等 <sup>注3</sup>	対応状況	完了報告サイン	行政庁への要望事項等
				1~30戸未満	30~60戸未満	60~100戸未満	100戸以上 (事故報告対象)	露出延長 単位:m	卸供給事業者名 想定される障害内容	保安措置または防護措置		

注1：土砂崩壊等による本支供給管の折損又は特定ガス発生設備等の浸水等に伴う100戸未満の供給支障 ※1 ※2

注2：早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出

注3：供給支障に至る卸供給の途絶等 ※3 ※4

※1：差水による供給支障の直接的な原因は、ガス管・継手部の腐食であることから対象外

※2：建物倒壊や浸水等の需要家側の事情に伴って、予防保全のためにガスの供給を停止した場合は対象外

※3：卸供給先が報告する（卸供給元からは報告不要）

※4：別系統等でバックアップ可能であれば対象外

※「行政庁への要望事項等」欄には、例えば道路の復旧、土砂や倒木の撤去などの要望事項を記入できる。

1. 関東東北産業保安監督部（以下「当部」という。）は、ガス事業法第34条の規定に基づき行われる定期自主検査において、特定ガス発生設備のうち容器（バルク貯槽）に係る開放検査が法令で規定する時期に行われなかったことから、令和5年3月に当該ガス小売事業者に対して行政指導を行いました。
2. 当部は、特定ガス発生設備によりガスを供給する管内のガス小売事業者に対し、令和4年2月3日付けで、定期自主検査を適切な時期に実施するよう注意喚起をしましたが、今般、同様の事案が発生したことから、改めて注意喚起します。

## 事案 1

配送の委託先からバルク貯槽の使用期限が切れている可能性があるとの連絡があり、現地・資料等を確認した結果、使用期限超過が判明。

原因は、機器等の有効期限や交換期限についてシステムで管理しているが、バルク貯槽使用期限についてはその項目から失念していた。

## 事案 2

バルク貯槽交換のため工事計画を提出したが、受理の際にバルク貯槽製造日の確認を求められ、確認したところ使用期限超過が判明。

原因は、バルク検査告示は液石法に基づくバルク貯槽のみが適用され、ガス事業法に基づくバルク貯槽は適用外と認識していた。（同社では、ガス事業法に基づくバルク貯槽も液石法と同等に告示検査を実施する方針としていた。）

## 事案 3

バルク貯槽交換にあたり、ガス主任技術者が関連資料の最終確認を行ったところ、工事計画書の届出が必要なこと及びバルク貯槽の告示検査日以降の使用ができないことが判明。

原因は、バルク貯槽の告示検査日は把握していたが、液石法のバルク貯槽交換工事と同様の段取りで準備を進めていたこと及び告示検査日後は充填が出来ないが使用は可能という誤った認識で準備を進めていた。

## 事案 4

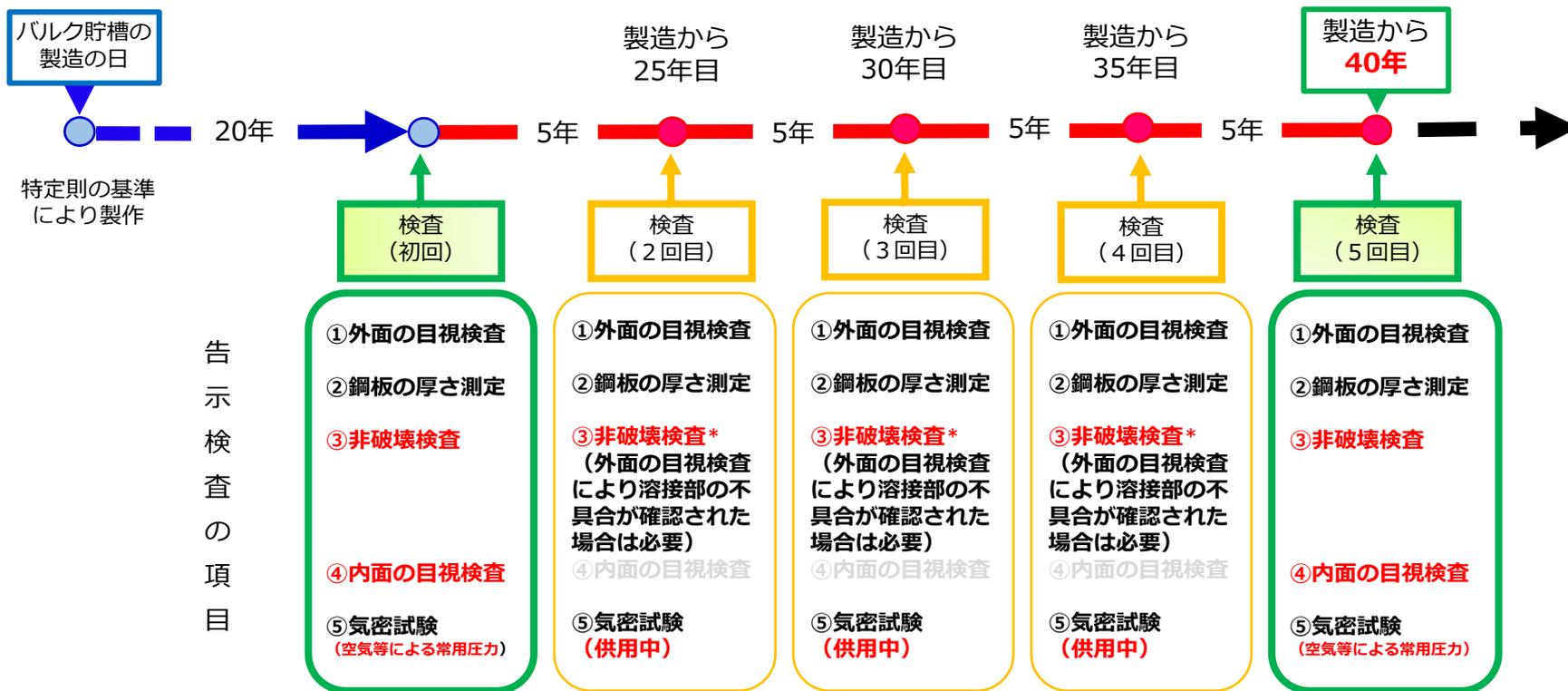
バルク貯槽交換のため工事計画を提出したが、受理の際にバルク貯槽製造日の確認を求められ、確認したところ使用期限超過が判明。他バルク貯槽についても確認をしたところ、更に1件、使用期限超過が判明。

原因は、管理システムで設備の期限管理をしていたが、管理システムへのバルク貯槽製造日が誤って入力されていた。

# 1 2. バルク貯槽の検査周期の見直し (バルク告示改正)

- 【改正前】 20年目検査の後は5年ごとに5項目の検査（①外面の目視検査、②鋼板の厚さ測定、③非破壊検査、④内面の目視検査、⑤気密試験）を実施。
- 【見直し後（製造後40年まで）】 外面の腐食が発生することから、①、②及び③のうち外面の非破壊検査（外面の溶接部において不具合が確認された場合に実施）については現行通り。他方、図における製造から25年目、30年目、35年目の検査について、③非破壊検査\*、④内面の目視検査、を省略できることとする。また、⑤気密試験については、運転状態（LPガスが充てんされた圧力）により試験ができることとする。

※20年目検査で溶接部全線を検査し、検出された不具合を全て処置したものに限り。



\* 溶接部全線を検査し、検出された不具合を全て処置したものは、非破壊検査を省略可能。

## 1 2. バルク貯槽の検査周期の見直し（バルク告示改正）～法令根拠のたどり方～

ガス事業法 第34条

定期自主検査実施義務について



ガス事業法施行規則 第48条、第49条

定期自主検査の対象及び検査時期について



定期自主検査の時期を定める件（平成7年通商産業省告示第105号）

検査時期について



ガス工作物定期自主検査要領 4.1.2

検査方法と検査時期について

（時期は(一社)日本コミュニティーガス協会「特定製造所設備指針」による



(一社)日本コミュニティーガス協会「特定製造所設備指針」

バルク貯槽の開放検査は液石法告示「バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示」を基準に行う



液石法告示「バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示」

第一条第一項一号イ 製造した後の経過年数（以下この条において「経過年数」という。）20年以下のもの20年

## 1 3. ガス事業法の主任技術者の兼務について（注意喚起）

- ガス主任技術者を複数の特定ガス製造所を兼務させる場合、応急措置者が必要。

< 告示抜粋 >

ガス主任技術者を兼ねさせることができる範囲

（昭和46年7月19日 通商産業省告示第二百八十四号）平成29年3月31日改正

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第三十三条第三項（第九十九条において準用する場合を含む。）及び第九十一条第二項の規定に基づき、他の供給地点群に係る特定製造所のガス主任技術者を兼ねさせることができる範囲を次のように定める。

ガス事業法施行規則第二十六条第三項の規定により他の供給地点群に係る特定製造所のガス主任技術者を兼ねさせることができる範囲は、次の各号に定めるものとする。

一、二、四(略)

三 兼務ガス主任技術者が、次に掲げるすべての要件を満たすものを指名し、特定ガス工作物に関して災害の発生の防止のための応急の措置をさせることが、明確になつている特定製造所。

イ 当該特定製造所に係るガス工作物に関して災害の発生の防止のための応急の措置をとるために必要な知識、技能及び経験を有していること。

ロ 当該特定製造所に三十分以内に到達できること。ただし、一容器等当りの貯蔵能力が五トン以上のものを設置する特定製造所にあつては、十分以内に到達できること。

# 特監法違反に対する刑事訴訟法に基づく告発

- 関東東北産業保安監督部は、令和5年9月19日、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（特監法）違反及び違反の嫌疑で、神奈川県内の特定工事事業者を神奈川県神奈川警察署に告発しました。

News Release 経済産業省  
関東東北産業保安監督部

2023年9月21日

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律違反及び違反の嫌疑に係る告発について

関東東北産業保安監督部は、9月19日（火曜日）、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（以下「特監法」という。）違反及び違反の嫌疑で、神奈川県内の特定工事事業者を神奈川県神奈川警察署に告発しました。

**1. 犯則事実**

(1) 被告発人は、令和4年5月下旬、神奈川県川崎市内の個人宅において、特監法第3条で規定する特定ガス消費機器（一部の給湯器等）の設置又は変更の工事（特定工事）の監督の義務を果たさず給湯器の設置の工事を行うとともに、特定工事を施工したときに同法第6条で規定する特定工事事業者の氏名又は名称、施工年月日等の表示の義務を果たさなかった疑い。

(2) また、上記(1)に対して、関東東北産業保安監督部が特監法第7条及び同法施行令第4条第3項の規定に基づき特定工事の施工実績等について報告徴収を実施したところ、当該報告を行わず、同法第7条に違反したものと見られる。

**2. 関連条文（別紙1）**

特監法第3条（特定工事の監督）  
同法第6条（表示）  
同法第7条（報告の徴収）  
同法第10条、第11条、第13条（罰則）

**3. 消費者への注意喚起（別紙2）**

特定ガス消費機器の設置又は変更の工事を行う際には、特定工事の監督の資格をもった者による監督又は工事が必要であること、また、特定工事事業者の氏名又は名称、施工年月日等の表示を付さなければならないことについて、消費者向け注意喚起リーフレットにより周知します。

（本発表資料のお問合せ先）  
経済産業省関東東北産業保安監督部  
保安課長 小林 眞一  
担当者：田中、榎井  
電話：048-600-0416（直通）  
メール：bz1-kanto-hoanka★meti.go.jp  
※[\*]を[@]に置き換えてください。

経済産業省

ガス消費機器の設置や取替をされる消費者の方へ

**ガス湯沸器やガスふろがまを屋内に設置する場合には、工事監督者の資格証と氏名等の表示の貼付を確認して下さい！**

- 給排気設備に不備があると**一酸化炭素中毒を引き起こす恐れがある**ことから、ガス湯沸器（小型湯沸器を除く）、ガスふろがまを屋内に設置する場合又は変更の工事を行う場合、「**特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律**」（特監法）により、**国家資格**（「ガス消費機器設置工事監督者」又は「液化石油ガス設備士」）を有する者が**実地に監督**するか又は**自ら施工**する必要があります。
- また、施工したときには、ガス消費機器の見やすい場所に**工事監督者の氏名等の表示**を付さなければなりません。



<ガス湯沸器（強制排気式）>



<ガスふろがま（自然給排気式）>

**資格証の例**

ガス消費機器設置工事監督者	
資格証の番号	123456789
氏名	経済 太郎
生年月日	昭和〇年〇月〇日

特定ガス消費機器の設置工事の監督に当たっては、本資格証を提示し、同法第12条の規定によりこの資格証を交付する。

平成〇年〇月〇日 交付済

**液化石油ガス設備士**

資格証の番号		123456789
氏名	経済 太郎	
住所	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇番〇〇号	
生年月日	昭和〇年〇月〇日	

特定ガス消費機器の設置工事の監督に当たっては、本資格証を提示し、同法第12条の規定によりこの資格証を交付する。

平成〇年〇月〇日 交付済

**表示の例**

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示	
工事事業者の氏名又は名称及び連絡先	(株) 経済産業工務店 TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
監督者の氏名	経済 太郎
資格証の番号	123456789
施工内容及び施工年月日	機器及び排気筒設置工事 令和〇年〇月〇日

← ガス消費機器本体や排気筒に貼付が必要

# 「特監法※」をご存じですか？

※特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律

- 屋内のガスふろがま、湯沸器（小型湯沸器を除く）などの設置工事には、**国家資格「ガス消費機器設置工事監督者」**が必要です。

給排気設備に不備があると、一酸化炭素中毒を引き起こす恐れがあることから、屋内にガスふろがま、湯沸器などを設置するときは、法令により適正な給排気設備の設置が義務づけられています。

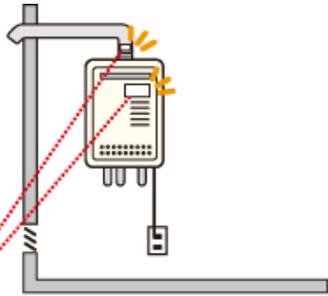
特監法第3条の規定に基づき、設置工事は、国家資格「ガス消費機器設置工事監督者」を有する者が**実地で監督する**か、資格を有する者が**直接実施する**必要があります。**これに従わない場合は、法令違反となり罰則が適用されることがあります。**

- ガス消費機器設置工事監督者の皆様へ：  
設置工事後の表示について

設置工事後は、特監法第6条で定める「表示ラベル」を消費機器の見やすい箇所に貼付してください。

（右図参照・2箇所貼付）

**表示をしない、又は虚偽の表示をした場合は、法令違反となり罰則が適用されることがあります。**



特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示

工事業者の氏名 又は名称及び連絡先	TEL.
監督者の氏名	
資格証の番号	
施工内容及び 施工年月日	年 月 日

# 消費機器に関する調査の適切な実施について（注意喚起）

- ・ 関東東北産業保安監督部は、屋外式給湯器が、屋内に設置されていた事案を確認しました。
- ・ 当該事案においては、消費機器に関する調査において、屋外式給湯器が屋内に設置されていることを見過ごしていたことが確認されました。



経済産業省  
関東東北産業保安監督部

令和5年11月22日

## 消費機器に関する調査の適切な実施について （注意喚起）

1. 関東東北産業保安監督部は、管内ガス小売事業者がガスを供給する需要家において、屋外式給湯器が、屋内に設置されていた事案を確認しました。
2. 当該事案においては、ガス事業法第159条2項に基づく消費機器に関する調査において、屋外式給湯器が屋内に設置されていることを見過ごしていたことが確認されました。このため、関東東北産業保安監督部は、令和5年11月22日、当該ガス小売事業者に対して嚴重注意するとともに、再発防止の徹底を求めました。
3. 当該事案については、死傷事故等に繋がりがかねない重大な事案であり、関係事業者におかれましては同様事例の抑制防止の観点から、消費機器に関する調査について、ガス事業法の遵守状況及び自主保安等が適正に機能しているか今一度、確認をお願いします。

（本資料のお問い合わせ先）

関東東北産業保安監督部 保安課長 小林 眞一

担当者：田中、櫻井、高村

電話：048-600-0416（ダイヤルイン）

メール：bzl-kanto-hoanka★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。

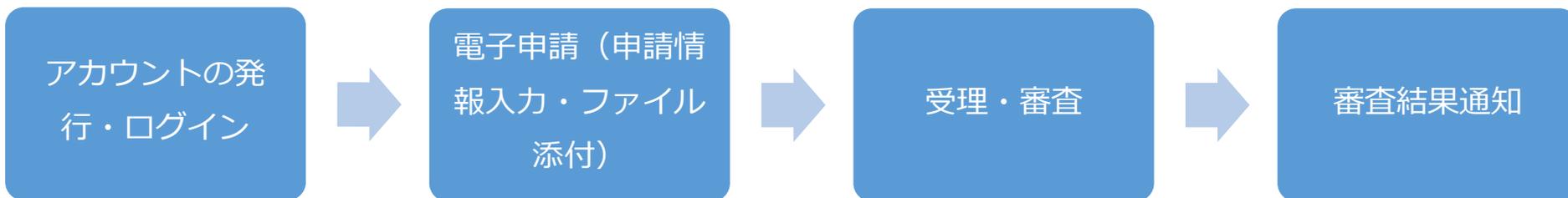
# 1 4. ガス事業法令の電子手続きについて（保安ネットポータル）

## 1. 保安ネットの概要

- 保安ネットとは、産業保安・製品安全関連法令に関する申請手続きを窓口まで行かなくてもオンラインで記入・申請・審査状況の確認、交付される通知文書の確認が行えるシステムのこと。
- また、2020年6月より電子申請の対象外の法令手続きについても申請書類・添付書類をPDFファイルにして保安ネット内の簡易申請フォームから提出が可能となった。

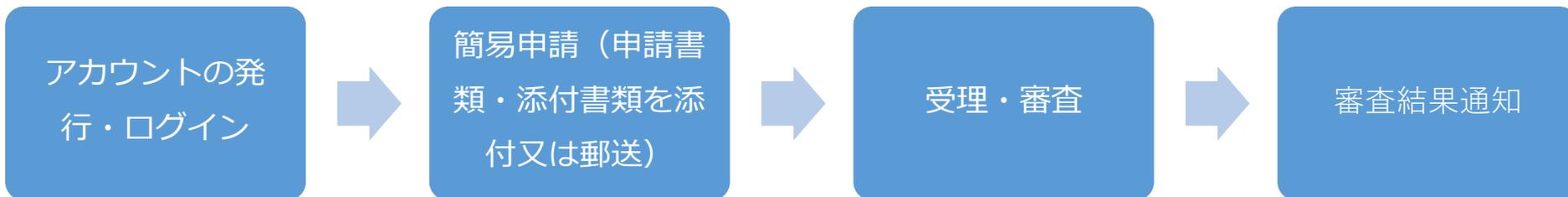
### 手続きの流れ（電子申請の場合）

- 申請フォームから申請情報をすべて記入し、手続きが可能。



### 手続きの流れ（簡易申請の場合）

- 紙で提出していた申請書類、添付ファイルを全てPDFファイルにし、簡易申請フォームから添付して手続きが可能。



# 1 4. ガス事業法令の電子手続きについて（保安ネットポータル）

## 2. 申請種類

### 対象手続き（電子申請の場合）

#### 事故年報

- ガス小売事業者の毎年のガス事故（**当該年の翌年二月末日まで**）
- 一般ガス導管事業者の毎年のガス事故（                   "                   ）
- 特定ガス導管事業者の毎年のガス事故（                   "                   ）
- ガス製造事業者の毎年のガス事故                   （                   "                   ）

#### 導管改修実施状況

- ガス小売事業者/一般ガス導管事業者/特定ガス導管事業者/ガス製造事業者の導管改修実施状況（**当該年度の翌年度六月末日まで**）
- 旧簡易ガス事業者の導管改修実施状況（**当該年度の翌年度六月末日まで**）

#### 消費機器調査年報

- 毎年の消費機器の調査結果（**当該年の翌年二月末日まで**）

### 対象手続き（簡易申請の場合）

#### 上記以外のガス事業法令**全て**の手続き

#### 例として以下のとおり

- ガス主任技術者選任又は解任届出書
- 工事計画届出書
- 保安規程（及び変更）届出書
- 保安業務規程（及び変更）届出書
- 周知状況の届出 等

# 1 4. ガス事業法令の電子手続きについて（保安ネットポータル）

## 3. 保安ネットのパンフレット

保安ネットポータルについて、主に以下の内容が記載されてますので、利用される際に参考にしてください。

- 保安ネットのURL
- アカウントの種類と取得方法
- 申請種類
- Q&A
- 問い合わせ先

2020年8月配布版

経済産業省 保安ネット

ガス事業者の皆様へ

ガス事業法に基づく手続きの  
電子届出が  
2020年1月より  
始まります

電子届出への具体的な準備事項等は、随時HPIにて情報を発信します。  
(URL: [https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/hoan-net](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net))

産業保安法令に基づく手続きについて、インターネットを  
利用して提出可能となるシステムです。

24時間 365日  
いつでも  
届出が可能

ガイド機能で  
らくらく入力

再提出も簡単に

届出履歴が  
簡単に確認

電子届出の対象手続

- ガス小売事業者の毎年のガス事故
- 一般ガス導管事業者の毎年のガス事故
- 特定ガス導管事業者の毎年のガス事故
- ガス製造事業者の毎年のガス事故
- ガス小売事業者 / 一般ガス導管事業者 / 特定ガス導管事業者 / ガス製造事業者の導管改修実施状況
- 旧簡易ガス事業者の導管改修実施状況
- 毎年の消費機器の調査結果

お問合せ先はヘルプデスク(050-2018-8381)まで ※本件以外のお問合せはご遠慮下さい

# 1 4. ガス事業法令の電子手続きについて（保安ネットポータル）

## 3. 保安ネットのパンフレット

経済産業省 保安ネット 2020年7月配布版

### インターネットで届出結果の確認が可能



**受理結果の確認**

提出した届出毎に、保安ネットの画面の一覧上で受理完了結果を閲覧可能です。  
(提出した届出の詳細の確認やブラウザからの印刷も可能です)  
過去の届出データを利用して新たに届出することもできます。



**保安ネットを利用するには事前にG Biz IDのアカウント取得が必須です**

**G Biz ID (gBizID) とは** 1つのアカウントID・パスワードで、経済産業省が提供する様々な行政サービスが利用できるサービスです。アカウントは以下3種類あり、いずれかを用いて保安ネットで提出していただきます。

<b>gBiz プライム</b>	印鑑証明書と、登録印鑑押印済み申請書を郵送し、審査通過すると発行されます。 同一法人内のgBizメンバー・gBizエントリーで提出した届出の履歴、申請結果等が参照可能です。
<b>gBiz メンバー</b>	gBiz プライムの利用者が、組織の従業員用にマイページで作成することで発行されます。 同一法人内のgBizプライム・gBizエントリーで提出した届出の履歴、申請結果等が参照可能です。
<b>gBiz エントリー</b>	審査なしで即日発行可能です。 gBizエントリーで提出した届出の履歴、申請結果等のみが参照可能です。

G Biz ID のログインおよび各種詳細情報（操作マニュアル・よくあるご質問等）は、G Biz ID ホームページ（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）を参照ください。

経済産業省 保安ネット

### よくあるご質問と回答

**Q1. 電子化対象の手続き以外は、どのように提出するのでしょうか。**

**A1. 保安ネットの「簡易申請」にて他の手続きについても提出が可能となっております。申請書類のPDFファイルを保安ネットからアップロードする簡易な提出方法となっておりますので、是非ご利用ください。**

**Q2. 電子化対象手続きは電子届出のみでの受付となりますか。**

**A2. 電子届出が困難な場合は、従来通り紙媒体での提出が可能です。ただし、インターネットからの履歴確認等は実施できません。**

**Q3. 電子届出の具体的なやり方は何を確認すればよいのでしょうか。**

**A3. 保安ネットポータルに操作マニュアルを掲載しておりますのでご参照ください。**

**Q4. 電子届出する場合はどのような事前準備が必要ですか。**

**A4. ①インターネットに接続可能なパソコン  
②G Biz ID (ID/パスワード)  
③届出情報**

**Q5. 都道府県に届出をする場合も同様の手続きとなるのでしょうか。**

**A5. 今回の電子届出は、経済産業省および産業保安監督部に対する届出が対象となっております。都道府県に対する届出を行う場合は、従来通り、都道府県の指示に従って手続きを行っていただくようお願いいたします。**

### その他のお問い合わせ

- 保安ネットに関する詳細は保安ネットポータル ([https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/hoan-net/](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/)) よりご確認ください。
- その他ご質問については、ヘルプデスク（連絡先：050-2018-8381）までお問い合わせください。

※ 本件以外のお問合せはご遠慮ください

# 14. ガス事業法令の電子手続きについて（保安ネットポータル）

## 4. 入力画面例

ガス小売事業者の毎年のガス事故 印刷

[登録情報](#)
[詳細情報](#)
[入力画面](#)

詳細情報を入力してください。

報告情報

報告対象年 \*

選択してください

※行をダブルクリックすることで事故詳細情報が表示されます。

I. 特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業に係るもの

事故の原因	ガス工作物の損壊 (特定ガス工作物)	ガス工作物の損壊 (導管その他)	製造支障 (10時間未満)	製造支障 (10時間以上)	供給支障 (30戸未満・保安閉栓)	供給支障 (30戸未満・その他)	供給支障 (30戸以上・保安閉栓)	供給支障 (30戸以上・その他)	ガス漏えい
自然現象(暴風雨)						-		-	
自然現象(地震)									
自然現象(水害、山くずれ)						-		-	
自然現象(その他)						-		-	
火災						-		-	
停電						-		-	
ガス工作物の不備(製作、施工不完全)						-		-	
ガス工作物の不備(自然劣化、保守不備)						-		-	
ガス工作物の誤操作						-		-	
他工事						-		-	
地盤の不等沈下						-		-	
その他						-		-	

- ・現在の紙様式と同様項目になっており、前年度提出書類を見ながら記載可能。

# 14. ガス事業法令の電子手続きについて（保安ネットポータル）

## 5. メリット

ガス小売事業者の毎年のガス事故 届出書

届出方法  
電子申請/紙申請の別  
紙申請

提出者情報

法人/個人の別  
 法人  個人

提出日\*  
2022/06/01

提出先\*  
(関東) 関東東北産業保安監督部長

法人番号  
例: 00000000000000

法人情報検索 クリア

法人/個人名称\*  
例(法人): 株式会社ほあん

代表者の役職  
例: 代表取締役社長

代表者氏名\*  
例: 山田 太郎

代表者氏名フリガナ  
例: ヤマダ タロウ

郵便番号(ハイフンなし)  
例: 1112222

郵便番号検索 クリア

都道府県\*  
選択してください

市区町村以降住所\*  
例: 港区0-1-0xxビル

提出者氏名  
例: 山田 太郎

提出者氏名フリガナ  
例: ヤマダ タロウ

提出者電話番号(ハイフンなし)  
例: 08011112222

・事業者情報などは一度入力すればそのまま利用可能のため、再度入力の手間などなし。



一度申請したデータを**複写（コピー）**もできるため年報などは**昨年度のデータを参照して作成**ができる！

・届出内容の項目のほとんどを**プルダウン式で選択**し、もし書類不備や内容修正などについて連絡があった場合、再度郵送などの手間がなくその場で訂正ができる。



工事計画届出書など受付日が重要な書類などがすぐに**修正、受付（受理）**が可能！速達などの追加コストもなくなる！

## 1 5. 近年の立入検査結果について（改善指導事項）

- 立入検査を実施した旧簡易ガス事業者18事業者のうち、**11事業者**に対して以下のとおり改善指導した。

### ①保安教育について

保安規程及び保安業務規程で定められている事項の保安教育について、適切に実施し、その結果を記録・保存すること。

### 対策例

- 事業年度前に、「保安教育計画」を策定し、実施状況の管理を行う。
- 緊急時連絡等を受け付ける従業員も「保安業務に従事する者」として、保安教育対象者とする。
- 保安教育において、巡視点検頻度（点検間隔）についても教育事項とする。

## 1 5. 近年の立入検査結果について（改善指導事項）

### ②巡視、点検、検査について

保安規程で規定したガス工作物の巡視、点検、検査を実施し、これを記録、保存すること。

### 対策例

- 巡視・点検記録様式に、保安規程で定めた検査項目があるか確認し、必要に応じて記録様式を変更する。
- 保安規程に定められている点検頻度・項目を再確認し、適切に実施する。
- 「導管」は、露出部等についても巡視点検の対象となる。

## 1 5. 近年の立入検査結果について（改善指導事項）

### ③組織体制について

保安規程・保安業務規程の組織体制に、社内の部署名変更や担当者変更が反映されておらず、実態と合っていない。

#### 対策例

- 年に1回もしくは異動があった際に適宜確認し変更する。

### ④特定容器の管理について

特定容器を使用する際に、ガス事業法施行規則で定められた様式14に記録されていない。

#### 対策例

- 特定容器を使用する際は、容器交換事業者から提出された帳票をもとに、ガス事業法施行規則で定められた様式14に記録し、これを保存する。

## 1 5. 近年の立入検査結果について（改善指導事項）

### ⑤工事計画届出書及び使用前検査について

- ・ 工事計画届出書を提出していなかった。
- ・ 使用前検査を受検していなかった。

#### 対策例

- ・ 事業年度前に、「工事年度計画」を策定し、提出書類の確認、届出状況の管理を行う。

### ⑥消費機器調査について

- ・ 消費機器調査について、法令で定められた頻度で調査を行っていない。
- ・ 消費機器調査票の様式が保安業務規程で定められたものになっていない。

#### 対策例

- ・ 各需要家の調査を行った日付を基準に管理を徹底する。
- ・ 保安業務規程に定められた様式を用いて調査を実施する。

## 1 5. 近年の立入検査結果について（改善指導事項）

### ⑦周知業務について

- ・ 特別な周知対象機器を持つ需要家に対して正しい周知文書を配布していない
- ・ 周知に関する記録をとっていない

### 対策例

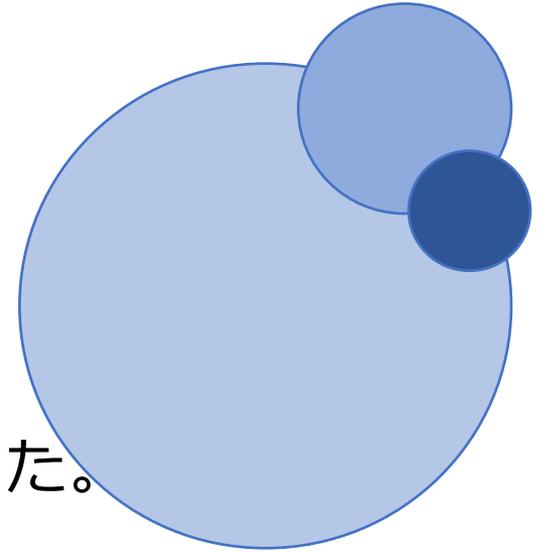
- ・ 対象機器の持っている需要家を抽出および対象機器を確認する。
- ・ お客様情報のシステムの欄に周知に関する記録の入力を行う。

### ⑧下位規定について

- ・ 保安規程で定められている各種下位規定が定められていない

### 対策例

- ・ コミュニティーガス協会作成のモデル保安規程付属CDを参考に作成をする。



ご清聴いただき、ありがとうございました。